

第3回地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会 会議要旨

- 1 日時：平成24年4月19日（木）13時00分～15時00分
- 2 場所：全国都市会館 地下1階 第3会議室
- 3 出席者：須藤 修（東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長）、井堀 幹夫（東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員）、遠藤 兼美（秋田県井川町総務課長）、荻野 敦（財団法人地方自治情報センター住基ネット全国センターシステム担当上席マネージャ）、小尾 高史（東京工業大学像情報工学研究所准教授）、片桐 康之（千葉市総務局情報統括部長）、後藤 省二（三鷹市企画部地域情報化担当部長）、田中 穂積（多久市総合政策課長）、橋本幸治（神奈川県町村情報システム共同事業組合情報システム担当課長）、本山 政志（埼玉県川口市情報政策課長）、徳島県政策創造部地域振興総局長（代理）、岡山県総合政策局長（代理）、井上 知義（内閣官房情報通信技術（IT）担当室内閣参事官）、篠原 俊博（内閣官房社会保障改革担当室内閣参事官）、西泉 彰雄（総務省地方情報化推進室長）、西村 淳（厚生労働省情報政策担当参事官）、濱島 秀夫（総務省地域情報政策室長）、高原 剛（総務省住民制度課長）、藤井 雅文（総務省個人番号企画室長）、総務省市町村税課長（代理）

4 議題

- ・ マイナンバー法及びマイナンバー関連法案について
- ・ 地方公共団体の番号制度の活用について
- ・ 番号制度に対応した地方公共団体におけるシステムの構築の基本的な考え方の整理

<議事の概要>

- ・ 事務局から上記議題について資料の説明が行われた。
 - ・ その後、意見交換が行われた。
- 各自治体では、費用や効果が確認しにくい等の理由で、システムの導入を判断できないのではないか。番号制度の導入に際し、基礎自治体で必須となるシステムの内容について、優先順位をつけて示す必要があるのではないか。
- マイナンバー法が条例や規則等に与える影響を含め、どのような改正を行う必要があるか、自治体に示していくべきではないか。
- 番号制度の導入に当たり、自治体では様々な準備が必要になる。具体的にどのよ

うな準備が必要か早期にガイドラインを示すべきではないか。

- 住民基本台帳に記録されることを必要としない行政サービスを受ける者が、マイナンバー制度にどのように組み込まれるのか検討が必要ではないか。
- マイナンバーが普及することによって、電子申請の利活用が促進される点をガイドラインで示すべきではないか。

以上

<文責：事務局>